

新潟県立豊栄高等学校修学旅行事業委託プロポーザル審査要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟県立豊栄高等学校修学旅行事業委託における契約候補者を特定するための審査方法について定める。

(審査の方法)

第2条 審査方法は以下のとおりとする。

(1) 採点

別紙「評価基準表」に基づき採点を行い、採点の合計点により順位を付す。

(2) 契約候補者の特定方法

最も高い得点を得た者を契約候補者として特定する。

(3) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

(4) 最低基準点

各審査委員の配点合計点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は特定の対象としない。

(5) 応募者が1者の場合又ははない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は審査委員会が定める。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

評 価 基 準 表

審査項目	審査の視点	配点
基本構想	①豊栄高等学校の修学旅行としてふさわしいか。 ②学校が依頼した諸条件がよく反映されているか。	10
行程	①生徒に負担のない交通手段が確保され、移動時間は効率的か。 ②宿泊施設の質、利便性は高いか。	20
現地研修	①研修内容は具体的であるか。 ②研修の狙いが明確で、目的を達成できるものとなっているか。 ③研修内容に偏りがなく、多様な経験ができるものとなっているか。	30
安全体制	①計画全体において生徒に負担がなく、安全が配慮されているか。 ②緊急時の対応が明記されており、連絡体制が十分であるか。 ③保険の内容が十分なものとなっているか。 ④業者及び担当者の信頼度は高いか。	30
費用	①研修を達成するための適切な価格であるか。	10
計		100